

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

次

公有水面埋立の免許

土地改良区の役員の就任の届出

土地改良区の役員の就任の届出

土地改良区の役員の退任及び就任の届出

ひな白痢検査の実施

乳牛の結核病等の検査の実施

窟そ病検査の実施

参議院地方選出議員鳥取県選舉区選舉の候補者の選舉運動に關してなされた寄付等の報告書の要旨

◇告示

告 示

告

一 埋立の免許を受けた者

鳥取県知事 石 破 二 朗

氣高郡青谷町青谷

青谷町長 井 島 英 己

二 埋立の場所及び面積

氣高郡青谷町大字青谷地内旧勝部川筋の水面二、五五

七、七四坪及び同地内旧日置川筋の水面八〇四、八七

坪、同地内同筋の水面二六、四三坪（関係面積は土木

部管理課に保存）

三 埋立の目的

宅地造成のため

四 埋立の工期

着工期限 昭和三十七年九月 四 日

しゆん工期限 昭和三十八年三月三十一日

鳥取県告示第五百四号

公有水面埋立法

（大正十年法律第五十七号）第二条の

就任した役員の氏名及び住所
 理事 奥田 賢治 鳥取市岩吉六三番地の三
 吉田 実 四四番地
 片山 一郎 五八番地
 石原 善雄 二四五番地二
 吉田 米治 二三三番地
 宮部 豊治 二一八番地
 鳥羽 正明 二三八番地三
 監事 森本 愛雄 二三七番地
 吉田 忠晴 四五番地の一
 昭和三十七年八月十日創立総会において総選挙の結果
 当選し、八月十七日就任 任期二年

鳥取県告示第五百六号

昭和三十七年七月二十日鳥取県告示第四百四号で告示
 した湖山村瀬土地改良区の役員の住所について次の通り

訂正の届出があつたから土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八
 条第十九項の規定により告示する。

訂正の届出があつたから土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八
 条第十九項の規定により告示する。

昭和三十七年九月十一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八
 条第十項の規定により、下和田土地改良区から役員が就
 任した旨の届出があつたので同条第十一項の規定により
 告示する。

昭和三十七年九月十一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

訂正前の役員の住所及び氏名

理事 上田寿太郎 鳥取市湖山町二六八六
 " 船越作十郎 " 二八三一
 監事 田中 鉄治 " 一三六四
 訂正後の役員住所及び氏名
 上田寿太郎 鳥取市湖山町二六八六の二
 船越作十郎 " 二八三一、一
 田中 鉄治 " 一三六四、一

鳥取市西里仁土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 太田 友治 鳥取市里仁三八四番地
 太田垣富男 " 四一九番地
 太田垣亀平 " 三九一番地
 森 清治 " 四一五番地
 森 寿永 " 四一六番地
 監事 中野 勇平 " 四一一番地
 森本 周治 " 三九六番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八
 条第十項の規定により、土地改良区から次の通り役員が
 就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定に
 より告示する。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の氏名及び住所
 理事 藤岡 宗市 " 上段三三番地
 藤岡 英雄 " 二四八番地二
 山川 周蔵 " 二一九番地
 田中 義隆 " 二二八番地
 稲村 正利 " 二二九番地
 鳥取市上原土地改良区

昭和三十七年八月七日創立総会において総選挙の結果
 当選し、八月十三日就任 任期二年

鳥取市岩吉土地改良区

昭和三十七年八月四日創立総会において総選挙の結果
 当選し八月十二日就任 任期二年
 太田垣國次 四〇八番地
 村井喜代藏 二六一番地
 大賀 松吉 二六七番地
 民井 義美 二六二番地
 藤岡 英雄 上段一四番地の二
 山川 周蔵 上原二五四番地
 田中 義隆 二一八番地
 稲村 正利 二二九番地
 鳥取市上原二〇九番地

昭和三十七年九月十一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

(第3種郵便物可)

就任した役員の氏名及び住所

理事 井田 九一 米子市和田町二、八六八

井田 幌

井田 武芳

西井 時中

井田 昂

安達 正行

井田 降雄

大家 清信

二、五四三

二、二八五

二、二七九

二、八四一

二、二八七

二、二七九

二、二八八

二、二八九

二、二八七

二、二八八

二、二八九

十一項の規定により告示する。
昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
退任した役員の氏名及び住所理事 坂根 林蔵 東伯郡閏金町字堀
字泰久寺監事 浦谷 英三 山本 寿雄 倉吉市鴨河内
字松河原佐々木照義 北村 豊次郎 山崎 新松
字大鳥居山本 弘 熊谷 源治 渋谷 信好
字安歩龟井 梅藏 三江 志津
鴨河内

杉原 勝男 岸本 実 東伯郡閏金町字松河原

昭和三十七年六月十七日申請人において選任の結果同日就任 任期第一回総会迄

鳥取県告示第五百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八

条第十項の規定により、天神野土地改良区から次の通り

役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第

監事 浦谷 英三 山本 寿雄 倉吉市鴨河内
字松河原佐々木照義 北村 豊次郎 山崎 新松
字大鳥居龟井 梅藏 三江 志津
鴨河内

杉原 勝男 岸本 実 東伯郡閏金町字松河原

北村 豊次郎 山崎 新松
志津龟井 梅藏 三江 志津
鴨河内

杉原 勝男 岸本 実 東伯郡閏金町字松河原

鳥取県告示第五百九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年九月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法

七月二十九日任期満了に伴なう総選挙の結果当選し七

7 昭和37年9月11日 火曜日 鳥取県公報 第3359号 (第3種郵便物) (謄)

昭和37年9月11日 火曜日 鳥取県公報 第3359号 (第3種郵便物) (謄) 6

九月十一日	八頭郡郡町久能寺	尾崎三勇三
十二日	船岡町水口	田中牧美
十三日	郡家町池田	郡家町米岡
十四日	船岡町塩上	藤田八藤
十五日	河原町曳田	山本巖
十六日	若桜町中原	奥田輝己
十七日	大野	清水泉
十八日	福田喜代藏	石野はな
十九日	垣田牛藏	田中克夫
二十日	渡一木	永原真一郎
廿一日	見楓中	福田喜代藏
廿二日	河原町袋河原	笠田種鶏場
廿三日	渡一木	田中清
廿四日	谷一木	荻原伊三郎
廿五日	小林三喜夫	岸本佳治
廿六日	小林辰夫	垣田牛藏
廿七日	佐治村葛谷	永原真一郎
廿八日	八東町新興寺	福田喜代藏
廿九日	智頭町篠坂	笠田種鶏場
三十日	用瀬町赤波	田中清
廿一日	智頭	藤田清二
廿二日	北山美樹雄	西尾重夫
廿三日	國政幸太郎	西尾修
廿四日	藤田信儀	今島守秋
廿五日	藤田一彦	森田弥寿夫
廿六日	藤田辰治	漆原健治
廿七日	白間清子	漆原守秋
廿八日	西村昇	才岡弘
廿九日	山下昭夫	才岡幸治
三十日	藤田守夫	森田嘉一
廿一日	保	才岡孝展
廿二日	藤田和吉	才岡富雄
廿三日	小林弘二郎	才岡幸治
廿四日	藤田計	才岡嘉一
廿五日	安井新興寺	藤田博司
廿六日	安藏	
廿七日	用瀬町川中	
廿八日	船岡町橋本	
廿九日	郡家町市場	
三十日	赤波	
廿一日	八東町下徳丸	
廿二日	新興寺	
廿三日	安井新興寺	
廿四日	西尾	
廿五日	保本	
廿六日	西尾	
廿七日	谷口	
廿八日	田中	
廿九日	西尾	
三十日	西尾	
廿一日	藤田	
廿二日	藤田	
廿三日	藤田	
廿四日	藤田	
廿五日	藤田	
廿六日	藤田	
廿七日	藤田	
廿八日	藤田	
廿九日	藤田	
三十日	藤田	
廿一日	藤田	
廿二日	藤田	
廿三日	藤田	
廿四日	藤田	
廿五日	藤田	
廿六日	藤田	
廿七日	藤田	
廿八日	藤田	
廿九日	藤田	
三十日	藤田	

鳥取県告示第五百十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痴検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき鷹

九月十一日	八頭郡郡町久能寺	尾崎三勇三
十二日	船岡町水口	田中牧美
十三日	郡家町池田	郡家町米岡
十四日	船岡町塩上	藤田八藤
十五日	河原町曳田	山本巖
十六日	若桜町中原	奥田輝己
十七日	大野	清水泉
十八日	福田喜代藏	石野はな
十九日	垣田牛藏	田中克夫
二十日	渡一木	永原真一郎
廿一日	見楓中	福田喜代藏
廿二日	河原町袋河原	笠田種鶏場
廿三日	渡一木	田中清
廿四日	谷一木	荻原伊三郎
廿五日	小林三喜夫	岸本佳治
廿六日	小林辰夫	垣田牛藏
廿七日	佐治村葛谷	永原真一郎
廿八日	八東町新興寺	福田喜代藏
廿九日	智頭町篠坂	笠田種鶏場
三十日	用瀬町赤波	田中清
廿一日	智頭	藤田清二
廿二日	北山美樹雄	西尾重夫
廿三日	國政幸太郎	西尾修
廿四日	藤田信儀	今島守秋
廿五日	藤田一彦	森田弥寿夫
廿六日	藤田辰治	漆原健治
廿七日	白間清子	漆原守秋
廿八日	西村昇	才岡弘
廿九日	山下昭夫	才岡幸治
三十日	藤田守夫	才岡嘉一
廿一日	保	才岡富雄
廿二日	藤田	才岡幸治
廿三日	藤田	才岡嘉一
廿四日	藤田	才岡幸治
廿五日	藤田	才岡嘉一
廿六日	藤田	才岡幸治
廿七日	藤田	才岡嘉一
廿八日	藤田	才岡幸治
廿九日	藤田	才岡嘉一
三十日	藤田	才岡幸治

の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢急速診断法

別表

実施期日 実施区域 実施場所

九月二十四日 気高郡青谷町地河原 田中 民藏

二十五日 " "

二十六日 " "

二十七日 " 気高町下坂本 猫山 道和

鳥取県告示第五百十一号

家の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて

乳牛の結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつ症

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病並びにブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している

雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している

牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの及び分べん

前一ヶ月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

鳥取県告示第五百十二号

家の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法、

結核病検査……ツベルクリン皮内注射

ブルセラ病検査……急速凝集反応法及び国際法

肝てつ検査……肝てつアンチゲン皮内注射及び虫卵検査

肝てつ駆除……ピチコン投薬

別表

一 期 次 二 日 次 実 施 区 域 実 施 場 所

九月十一日 九月十四日 西伯町大國 大國検診所

十四日 " 十七日 仙伯町大高 泉原 "

十五日 " 十八日 " 尾高 "

十九日 " 二十二日 会見町賀野 賀野 "

十七日 " 二十日 西伯町東長田 東長田 "

十八日 " 二十一日 岸本町八郷 丸山、藍野 "

十九日 " 二十二日 真野 "

鳥取県告示第五百十二号

家の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づきみづみづちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第百八十九条

- 一 実施の目的 腹そ病予防のため
 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 みつばち

- 四 実施の期日 別表のとおり
 五 注射、検査及び駆除の方法

肉眼的検査 成蜂群の性状産卵巣の性状

蜂兒の性状

細菌学的検査 直接塗抹による芽胞の検虫

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

別表

実施期日	実施区域	実施場所
九月十一日	気高郡気高町	気高町重谷、坂本
" 十二日	" 青谷町	上光、下光、八幡 浜村
" 十三日	" 青谷町小畑、河原、早牛	澄水、紙屋、青谷
" 十四日	" "	"

昭和37年9月11日 火曜日 鳥取県公報 第3359号

選挙管理委員会規則

- 一 選挙の種類 昭和三十七年七月一日執行参議院地方選出議員鳥取県選挙区選挙
 二 期間 五月十五日から七月十二日まで
 三 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

二、七〇三、四〇〇円

四 報告書の要旨

候補者氏名		石 尾 実	所屬党派	日本共産党	出納責任者氏名	山 崎 登
収入	主たる寄付					
(氏名・団体名)	(職業)	(寄付額)				
河毛 市治	会社社長	五〇、〇〇〇円				
鈴木 錦	団体役員	五〇、〇〇〇円				
裏坂 憲一	"	三一、六〇〇円				
南 博	商業	五三、六〇〇円				
小林 高夫	土建業	三二、六〇〇円				
その他の寄付	五五件	二二四、九〇〇円				
その他の収入		〇円				
今回計		四四二、七〇〇円				
前回計		一一円				
総計		四四二、七〇〇円				
支出						
人件費		四〇、〇〇〇円				
家屋費		八、五五〇円				
通信費		五、五〇〇円				
集合会場費		三、〇五〇円				
交通費		二五、七五一円				
印刷費		七〇、〇〇〇円				
広告費		五三、五二五円				
文具費		二、四三八円				
食糧費		一、七〇〇円				
休泊費		二〇、九五〇円				
雜費		二、二八〇円				
今回計		二二八、一八九円				
前回計		二二八、一八九円				
総計		二二八、一八九円				

00045

13 昭和37年9月11日 火曜日 鳥取県公報 第3359号 (第3種郵便物認可)

候補者氏名	仲原善一	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	岸本政秋	総計
報告書受理年月日	昭和三十七年七月十六日	第一回報告分	二、七〇〇、〇〇〇円	二、〇八五、〇四七円	二、〇八五、〇四七円	
主たる寄付	入	(氏名・団体名)	(職業)	(寄付額)	支出	
自由民主党	○件	農業政策研究会	一、〇〇〇、〇〇〇円	三四七、二五〇円	人件費	二六八、六八〇円
日本歯科医師政治連盟	○件	共栄火災海上保険相互会社	一、三〇〇、〇〇〇円	二五八、六八〇円	家屋費	一三五、三三三円
鳥取県医師連盟	○件	その他他の寄付	三〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	通信費	二一五、四九〇円
その他の收入	○円	その他の收入	五〇、〇〇〇円	一〇〇、七五〇円	集合会場費	五八、〇八〇円
今回計	○円	その他他の收入	〇円	二〇、五四五円	印刷費	二〇、五四五円
今回計	一、四一〇、〇〇〇円	その他他の收入	〇円	一四三、二六三円	広告費	一六二、一三九円
今回計	一、四八四、六九五円	その他他の收入	〇円	三三、一六五円	文具費	三三、一六五円
今回計	一、四八四、六九五円	その他他の收入	〇円	一四三、二六三円	食糧費	一四三、二六三円
今回計	一、四八四、六九五円	その他他の收入	〇円	二〇、五四五円	休泊費	二〇、五四五円
今回計	一、四八四、六九五円	その他他の收入	〇円	一六二、一三九円	雜費	一六二、一三九円

昭和37年9月11日 火曜日 鳥取県公報 第3359号 (第3種郵便物認可) 12

候補者氏名	武部 文	所属党派	日本社会党	出納責任者氏名	大出俊
主たる寄付				収入	
(氏名・団体名)		(職業)			
日本社会党		(寄付額)			
その他の寄付	○件	一、一〇〇、〇〇〇円			
その他の収入		一、六〇〇、〇〇〇円			
支出					
人件費		五四五、三五〇円			
家屋費		七五、九〇二円			
選舉事務所費		五三、九〇二円			
集会会場費		二二、〇〇〇円			
通信費		五〇七、四三四円			
交通費		三四三、〇二四円			
印刷費		一二七、五九〇円			
廣告費		六六、八二四円			
文具費		七一、〇九四円			
食糧費		一六七、七九〇円			
休泊費		一五九、〇一一円			
雜費		二一、一二八円			
今回計	二、七〇〇、〇〇〇円	一円			
前回計	一円				

00046

昭和37年9月11日 火曜日 鳥取県公報 第3359号 14

前回計	一一一、四一〇、〇〇〇円
報告書受理年月日	昭和三十七年七月十六日
総計	一一一、四八四、六九五円
前回計	一一一、四八四、六九五円
第一回報告分	

昭和四年四月

三十日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市鳥町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市鳥町一丁目

〔定価一部月額二五〇円（配達料共）〕